

松江市内における食中毒の発生について

令和元年 6 月 21 日
松江市保健衛生課
TEL:0852-28-8285
担当：石倉・牧野

1 概 要

6 月 1 9 日、「6 月 1 7 日に松江市内で開催したイベントに参加した者のうち、下痢、嘔吐等の症状を呈している者が複数いる」旨の連絡が、イベント主催者から松江保健所にありました。

松江保健所が調査したところ、イベントでは松江市内の飲食店営業「有限会社 後藤五八」の仕出し弁当（6 月 1 7 日の昼食）が提供されていることが判明しました。

また、島根県保健環境科学研究所における検査の結果、患者の検便からノロウイルスが検出され、患者の喫食状況及び発症状況から、松江保健所は同施設を原因とする食中毒と断定し、6 月 2 1 日から 5 日間の営業停止処分としました。

なお、患者に入院した者はなく、全員が快方に向かっています。

2 患 者 3 3 名（松江市 1 6 名、安来市 2 名、雲南市 3 名、出雲市 6 名、大田市 3 名、江津市 1 名、浜田市 1 名、益田市 1 名）

性別\年代	10 歳代	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代	合計
男	1	6	3	5	5	4	3	27
女	1	1	0	1	3	0	0	6
合計	2	7	3	6	8	4	3	33

【発症状況】○発症期間 6 月 1 7 日 1 9 : 0 0 ～ 6 月 2 0 日 7 : 0 0

○主な症状 下痢、嘔吐、嘔気、腹痛等

3 原因施設

屋 号：有限会社 後藤五八

営業者：有限会社 後藤五八 代表取締役 後藤 勇

所在地：島根県松江市苧町 2 番地

業 種：飲食店営業（仕出し屋、料理店）

4 原因食品 「有限会社 後藤五八」が 6 月 1 7 日の昼食に提供した仕出し弁当

5 病因物質 ノロウイルス

6 行政処分 6 月 2 1 日から 6 月 2 5 日まで営業停止（5 日間）

7 市民の皆様へ（参考事項）

ノロウイルスによる食中毒や感染症を予防するために！！

① 嘔吐、下痢等の症状がある人は、調理を控えましょう。

② トイレの後、調理の前、食事の前には必ず手を洗いましょう。

③ 二枚貝（カキ、アサリ等）の調理にあたっては、中心部まで十分熱を通しましょう。

【松江市内の食中毒発生状況】

	発生件数(件)	患者数(人)
平成 29 年(1～12 月)	1	1
平成 30 年(1～12 月)	4	74
平成 31 年(令和元年)(本件を含む)	2	57